（公　印　省　略）

分 医 発 第 １ ５ ５ ６ 号
令 和 ７ 年 ７ 月 ２ ２ 日

各郡市等医師会介護保険担当理事　　殿

大 分 県 医 師 会
常任理事　吉　賀　　攝

令和６年度介護報酬改定に関する通知等の送付について（その17）

今般、厚労省より介護報酬改定に関する通知・Q&Aが発出された旨、日医担当理事より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、令和６年度の介護報酬改定に関する省令・告示・通知・Q&A等につきましては、日医ホームページーメンバーズルームー介護保険ー介護報酬改定に関する情報＜令和６年度＞(https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/r06kaitei/index.html)に順次掲載予定です。

日医発第625号（介護）
令和７年７月14日

都道府県医師会
介護保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
江 澤　和 彦
（公 印 省 略）

令和６年度介護報酬改定に関する通知等の送付について（その17）

令和６年度介護報酬改定に関する告示等につきましては、令和６年３月21日付け日医発第2214号文書等にて逐次お知らせ申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、訪問リハビリテーションの診療未実施減算における「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位の取扱いに関して、Q&A（Vol.15）が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、令和６年度の介護報酬改定に関する省令・告示・通知・Q&A 等につきましては、日本医師会ホームページ-メンバーズルーム-介護保険-介護報酬改定に関する情報〈令和６年度〉https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/r06kaitei/index.html）に順次掲載してまいります。

また、厚生労働省ホームページにおいて、令和 6 年度介護報酬改定関連ページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html）及び介護職員の処遇改善関連ページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html）が開設されていることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）
〇介護保険最新情報 vol.1401
「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.15）（令和７年７月９日）の送付について
（令和７年７月９日　厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）　　御 中

←　厚生労働省老人保健課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ
（Vol.15）（令和７年７月９日）」
の送付について

計３枚（本紙を除く）

Vol.1401

令和７年７月９日

厚生労働省老健局老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

連絡先　ＴＥＬ：03-5253-1111(内線 3994)
　　ＦＡＸ：03-3595-4010

事　務　連　絡
令和７年７月９日

都道府県
各　指定都市　介護保険主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省老健局　老人保健課

「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.15）（令和７年７月９日）」の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.15）（令和７年７月９日）」を送付いたしますので、貴部局におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

【訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション】

○　事業所の医師が診療せず、「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療した場合の減算（診療未実施減算）

問１　別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている利用者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から 50 単位を減じた上で訪問リハビリテーション料等を算定できることとされている。この「適切な研修の修了等」に、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位を取得した場合は含まれるか。

（答）

含まれる。なお、別の医療機関の医師が応用研修のすべての単位を取得している必要はなく、日医かかりつけ医機能研修制度の応用研修会プログラムのうち、該当プログラム（※）を含んだ上で、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供を行う日が属する月から前 36 月の間に合計６単位以上を取得していること、または、令和８年３月 31 日までに取得する予定であることが必要。

（※）応用研修における該当プログラム

令和７年度（応用研修の詳細は、日医かかりつけ医機能研修制度を確認すること）

・かかりつけ医とリハビリテーションの連携

令和６年度

・リハビリテーションにおける医療と介護の連携

令和５年度

・介護保険制度における医療提供と生活期リハビリテーション

・口腔・栄養・リハビリテーションの多職種協働による一体的取組

令和４年度

・フレイル予防・対策

・地域リハビリテーション

日医かかりつけ医機能研修制度（日本医師会ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞへ）

（参考）日医かかりつけ医機能研修制度の応用研修会プログラムは、各年度全６単位が基本的に１日の研修で実施されている。

なお、令和６年度介護報酬改定において、適用猶予措置期間中であっても、当該事業所の従業者は、計画的な医学的管理を行っている医師の適切な研修の修了等の有無を確認し、訪問リハビリテーション計画書に記載することが義務づけられている。ついては、別の医療機関の医師は、当該利用者に関する情報提供をする際には、「適切な研修の修了等」の有無についても、訪問リハビリテーション事業所の求めに応じて伝達する必要がある。

また診療未実施減算の適用猶予措置期間は、令和９年３月 31 日までであることに留意すること。

（参考）「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol．８）（令和６年７月９日）」 問１を一部修正した。